

災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度に関する検討会（第1回）

議事次第

日時：平成29年5月31日（水）16:00～18:00

場所：自治体国際化協会 7階会議室

（東京都千代田区麹町1丁目7 相互半蔵門ビル）

1 開会

2 総務省挨拶

3 委員自己紹介

4 議題

（1）検討会の開催要綱について

（2）災害時の外国人への対応の現状－アンケート調査結果より－

（3）災害時の外国人への対応に関するこれまでの提言等

5 閉会

（配付資料）

資料 1 災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度に関する検討会開催要綱

資料 2 「災害時の外国人住民への対応に関するアンケート」アンケート調査結果

資料 3 災害時の外国人への対応に関するこれまでの提言

資料 4 災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）による情報伝達支援

参考資料 災害多言語支援センターとは

「災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度に関する検討会」開催要綱

1 趣旨

災害発生時において、行政等から提供される多くの情報と、外国人被災者の多様なニーズをマッチングする災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度の構築について検討する。

2 名称

本会は、「災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3 内容

- ・ 災害発生時の避難所等における外国人への情報伝達の現状・課題の把握
- ・ 災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度についての検討

4 構成及び運営

- (1) 検討会の委員は別紙「委員名簿」のとおりとする。
- (2) 検討会には座長 1 名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に検討会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。

但し、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

5 開催期間

平成 29 年 5 月から平成 30 年 3 月まで、合計 4 回程度とする。

6 その他

検討会の庶務は、総務省自治行政局地域政策課国際室において行う。

災害時外国人支援情報コーディネーター（仮称）制度に関する検討会

委員名簿

（五十音順：敬称略）

石川 義晃 岩手県総務部総合防災室長

荻澤 滋 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

菊池 哲佳 （公財）仙台観光国際協会国際化推進課交流係長

小松パトリア絃美 栃木国際サポートセンター代表

（前 真岡市国際交流協会職員）

佐内 真由美 常総市役所市民生活部市民協働課 主査兼係長

田村 太郎 （一財）ダイバーシティ研究所 代表理事

中村 裕一郎 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）

村野 淳子 別府市共創戦略室防災危機管理課 防災推進専門員

八木 浩光 （一財）熊本市国際交流振興事業団事務局長

座長(予定) 山脇 啓造 明治大学国際日本学部 教授

横田 宗親 （一財）自治体国際化協会 多文化共生部長

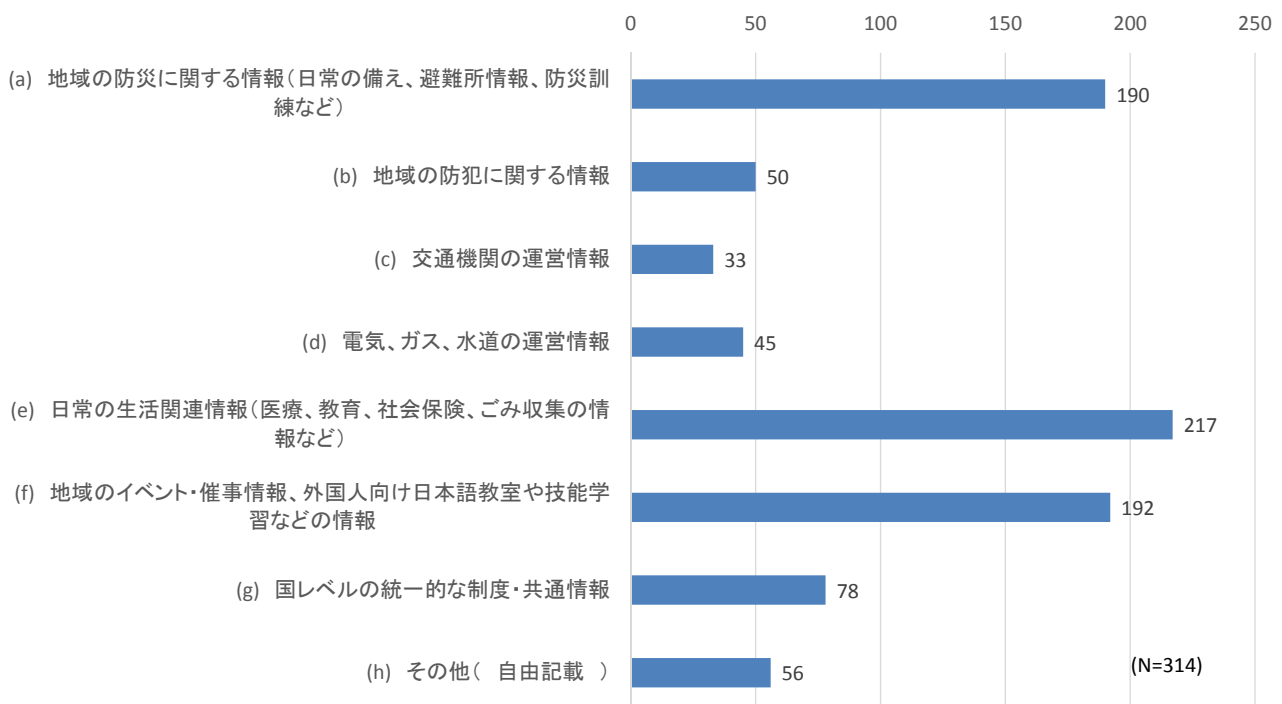
「災害時の外国人住民への対応に関するアンケート」調査結果

3月に実施したアンケート調査(平成29年3月29日総行国第58号)より、主な項目を抜粋。
(調査対象: 都道府県・政令指定都市、312市区町村及び各都道府県の地域国際化協会)

1

①外国人住民への平時の情報伝達について

【地方自治体】外国人住民に対し、平時に多言語で提供している情報

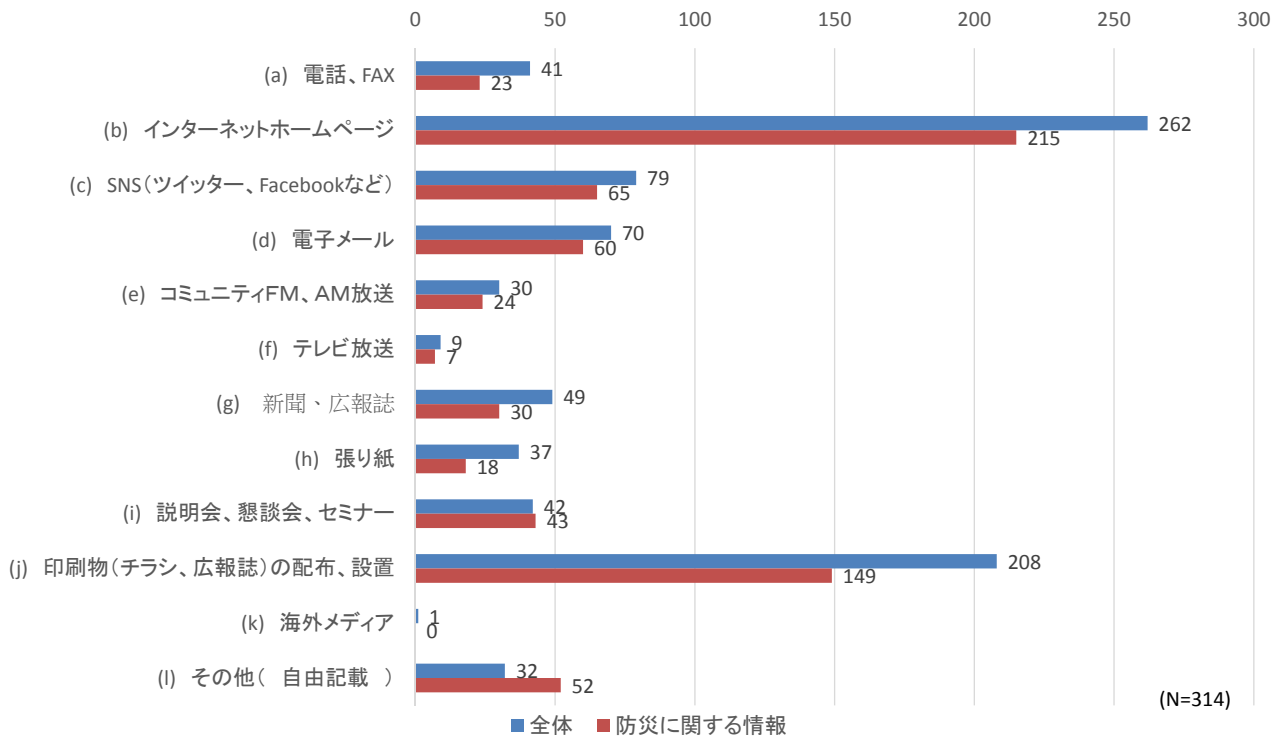


日常生活関連情報等とともに、防災に関する多言語での情報提供も多くなされている。

2

①外国人住民への平時の情報伝達について

【地方自治体】外国人住民への情報提供手段

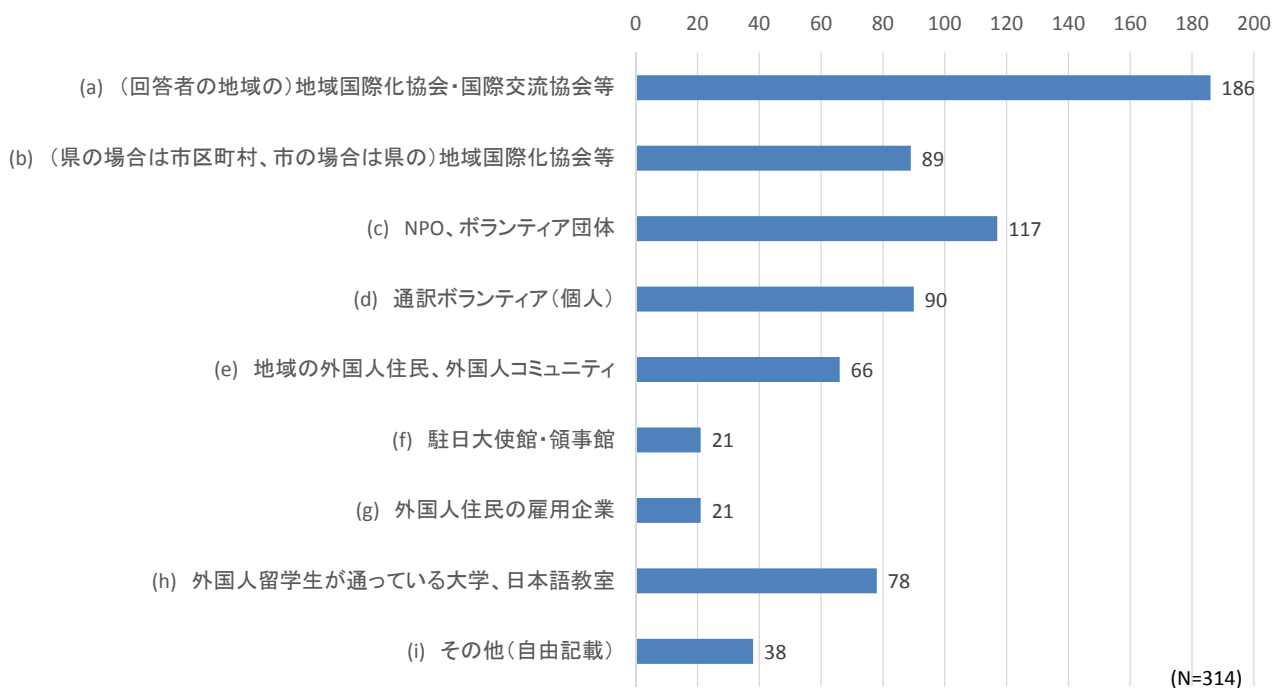


情報提供手段としては、インターネットホームページが最も活用されており、次いで印刷物が多い。
SNSや電子メールはインターネットホームページと比較すると相対的に少ない。

3

①外国人住民への平時の情報伝達について

【地方自治体】 平時から外国人支援のために協力している団体等

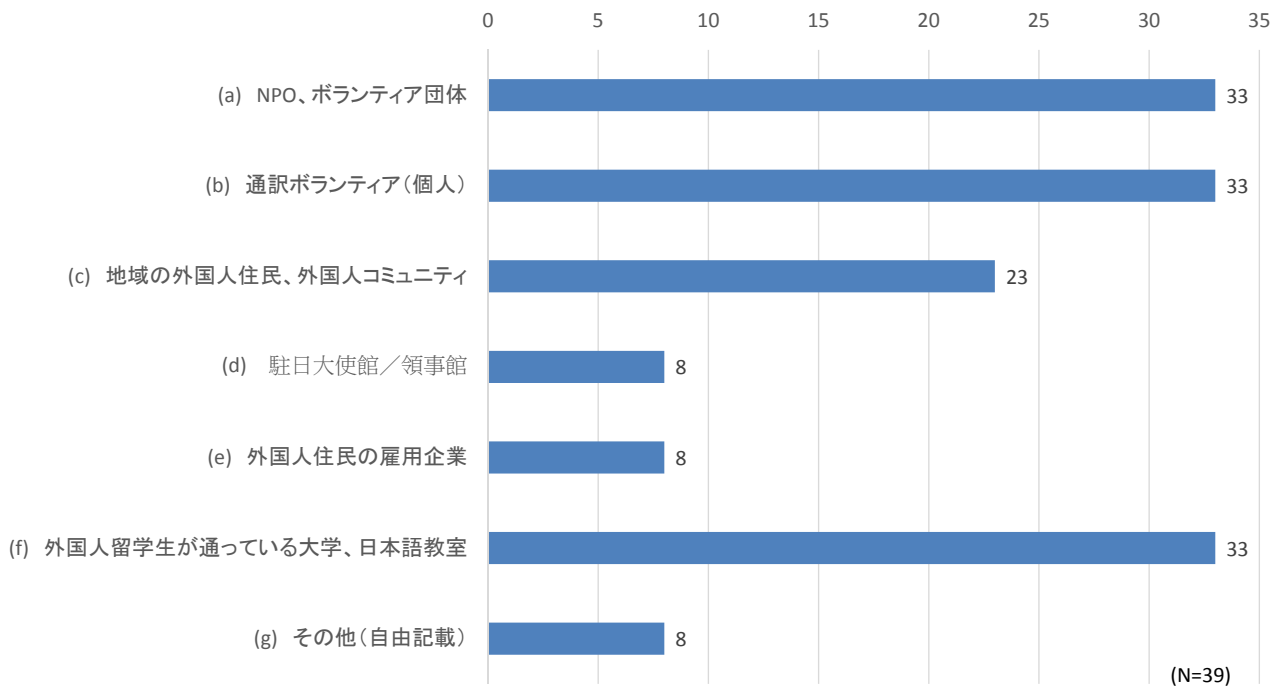


地方自治体における外国人支援の協力先として、地域国際化協会等の果たす役割は大きい。

4

①外国人住民への平時の情報伝達について

【地域国際化協会】
平時から外国人支援のために協力している団体等

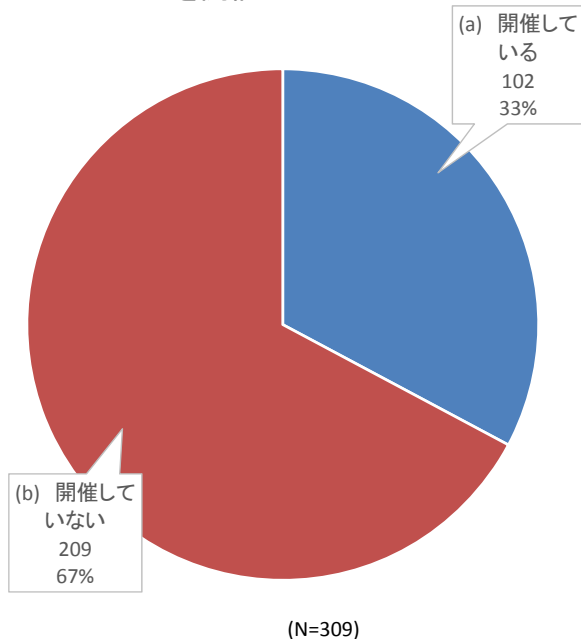


地域国際化協会は、地域のボランティアや日本語教室等と多様なつながりを持っている。

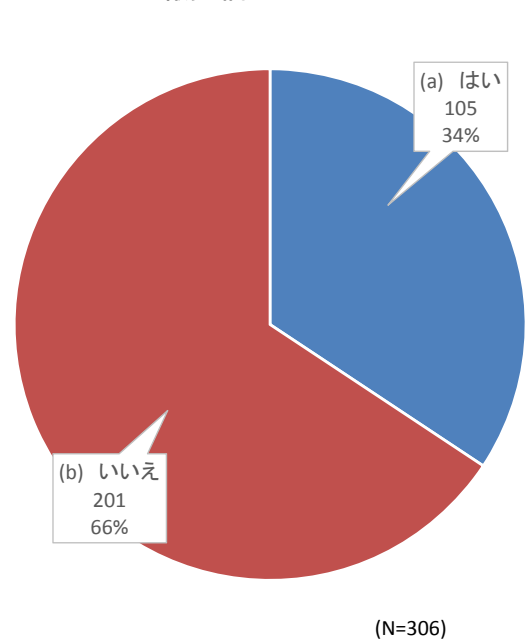
5

①外国人住民への平時の情報伝達について

【地方自治体】
外国人を対象とした防災訓練(避難訓練等)
を開催しているか



【地方自治体】
多言語のほか、「やさしい日本語」でも情
報発信しているか



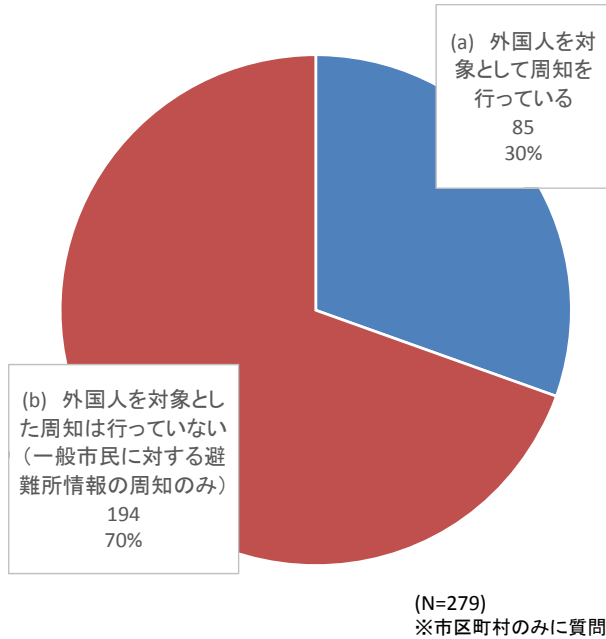
外国人を対象とした防災訓練や、「やさしい日本語」による情報発信を行っている自治体は約3割に留まっている。

6

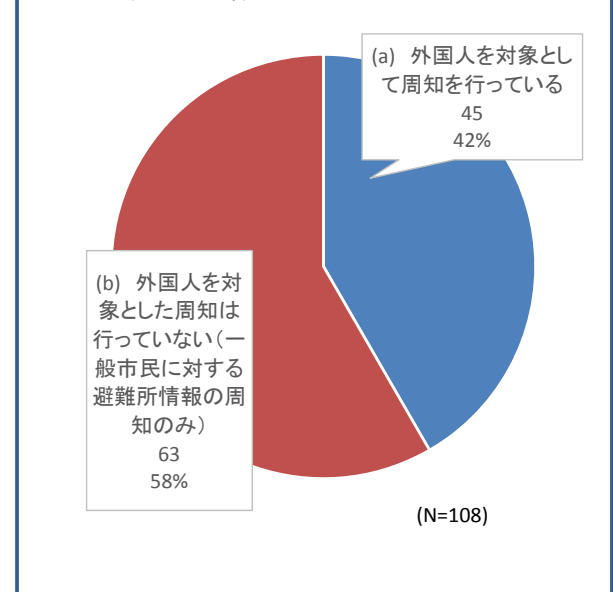
①外国人住民への平時の情報伝達について

【地方自治体】

外国人住民に対し、被災時における避難所の利用について周知しているか



(参考)外国人住民の割合が全国平均を上回る自治体の状況

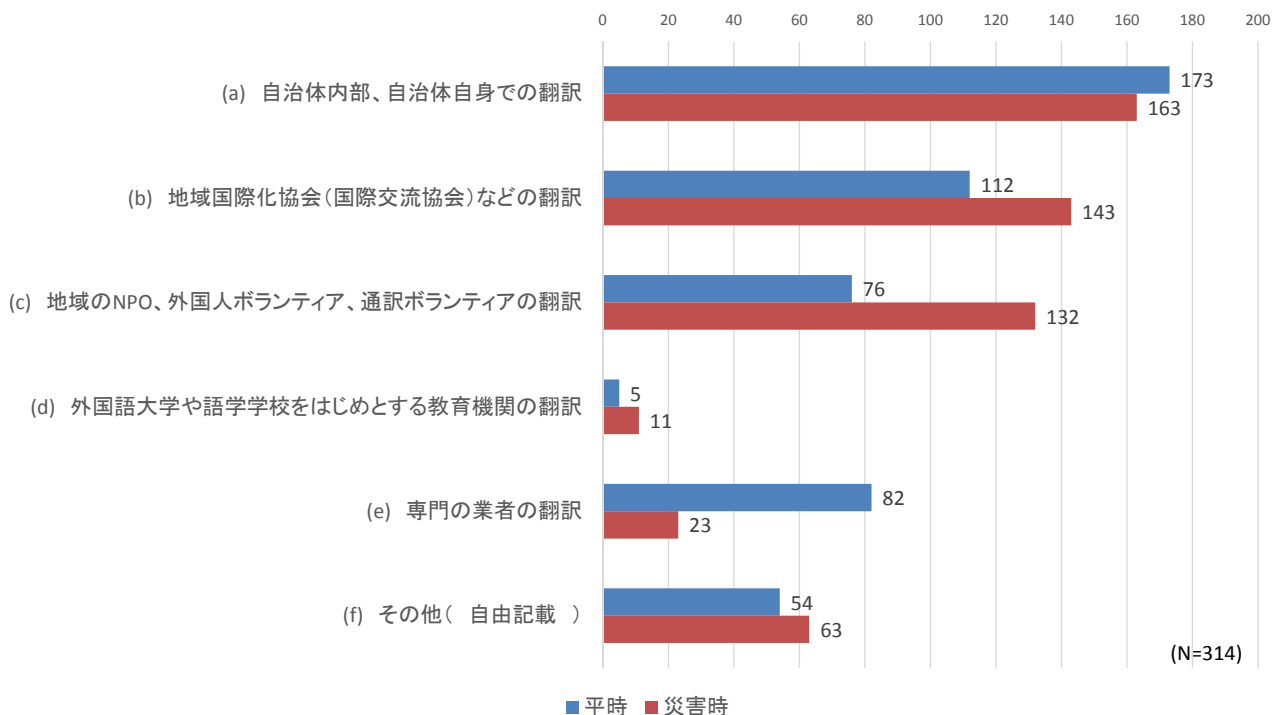


外国人を対象として避難所の利用について周知している自治体は約3割であった。

7

②災害時の外国人対応について

【地方自治体】多言語化を自治体から誰に依頼しているか、またはする予定か

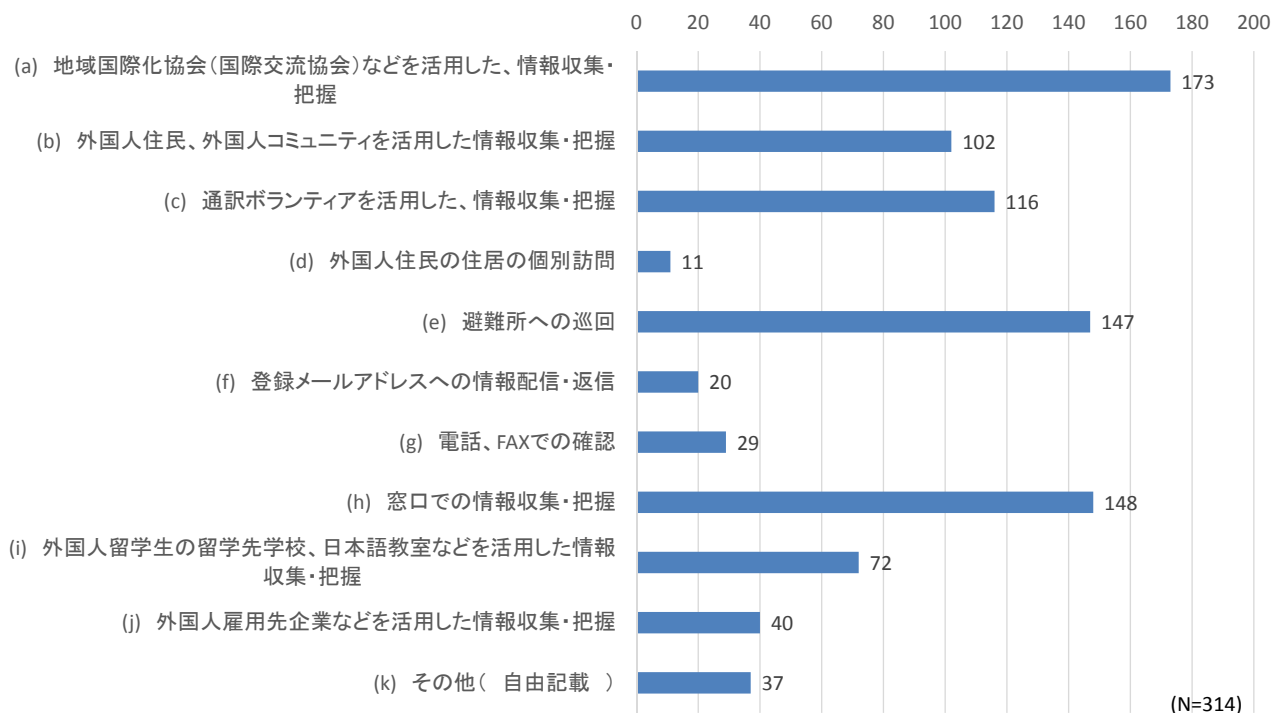


多言語化の担い手としては、自治体自身が最も多く、次いで地域国際化協会等が多い。

8

②災害時の外国人対応について

【地方自治体】災害時の外国人住民のニーズ把握の方法

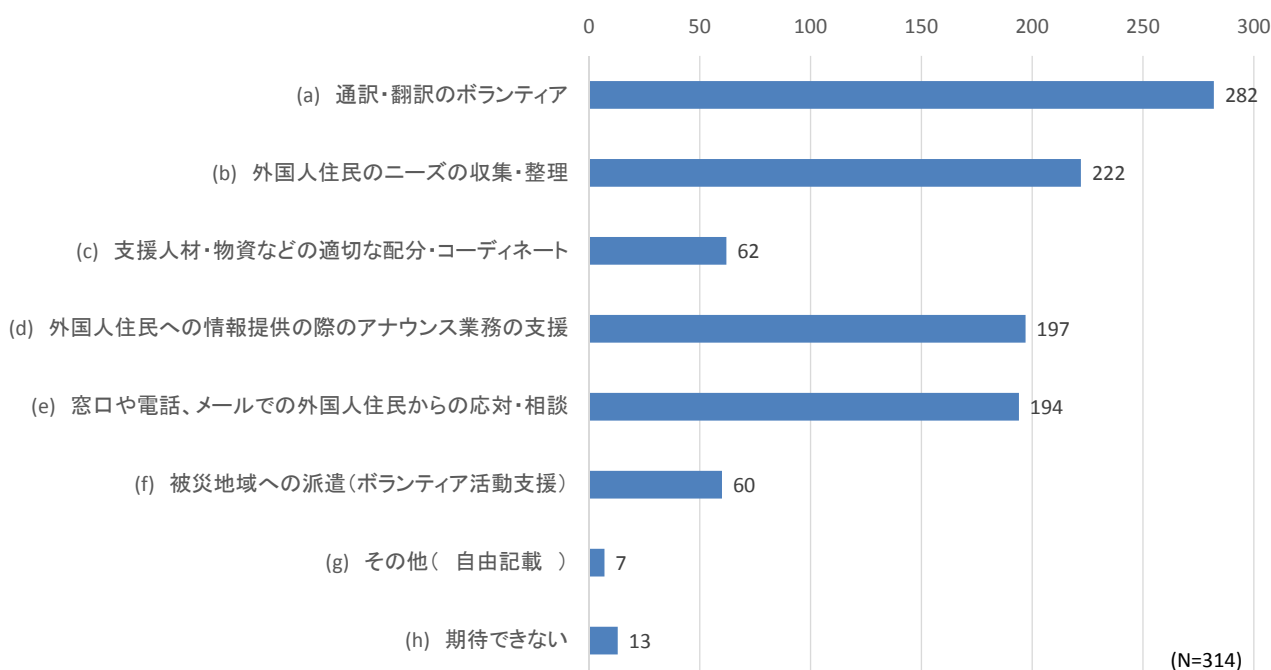


災害時の外国人住民のニーズ把握の方法としては、地域国際化協会等の活用や窓口での情報収集、避難所への巡回等が多い。

9

②災害時の外国人対応について

【地方自治体】災害時に、自治体や支援団体に関係・所属する外国人からどのような協力を得ることを期待するか

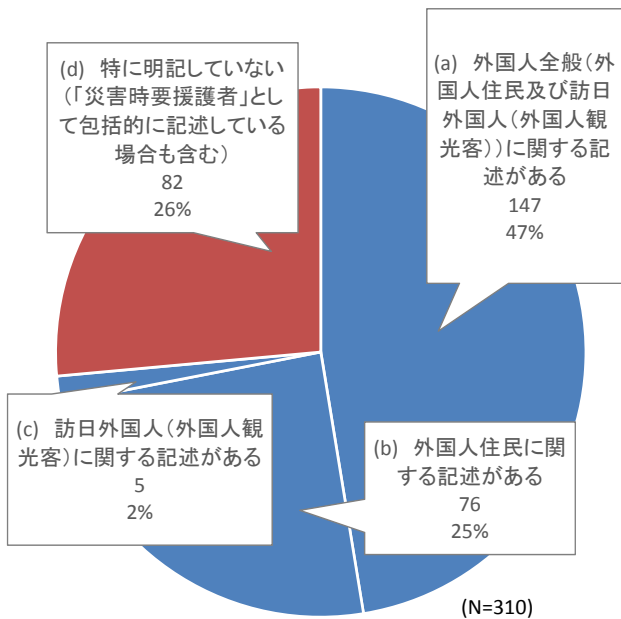


外国人には、通訳・翻訳のボランティアとしての役割が最も期待されている一方、支援人材などのコーディネート等についての期待は相対的に少ない。

10

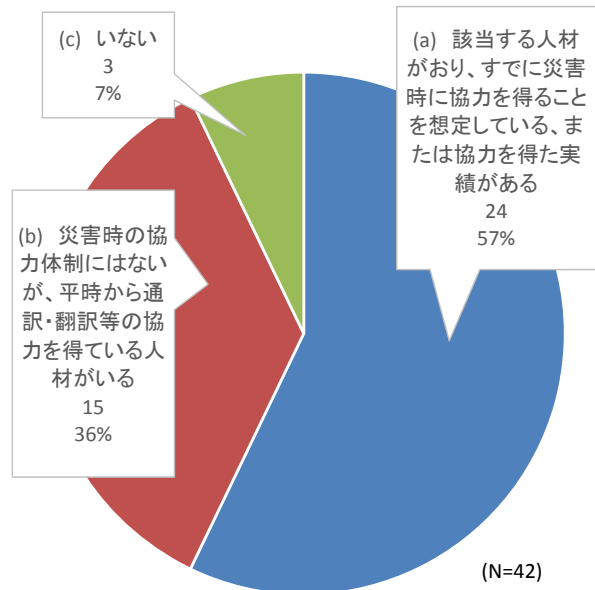
③災害時の外国人支援体制について

【地方自治体】地域防災計画の中で、外国人に対する支援を明記しているか



約7割の自治体において、地域防災計画の中で外国人支援を明記している。

【地域国際化協会】災害時に外国人への支援(通訳・翻訳等)について協力を得られる人材(自団体職員を除く)はいるか

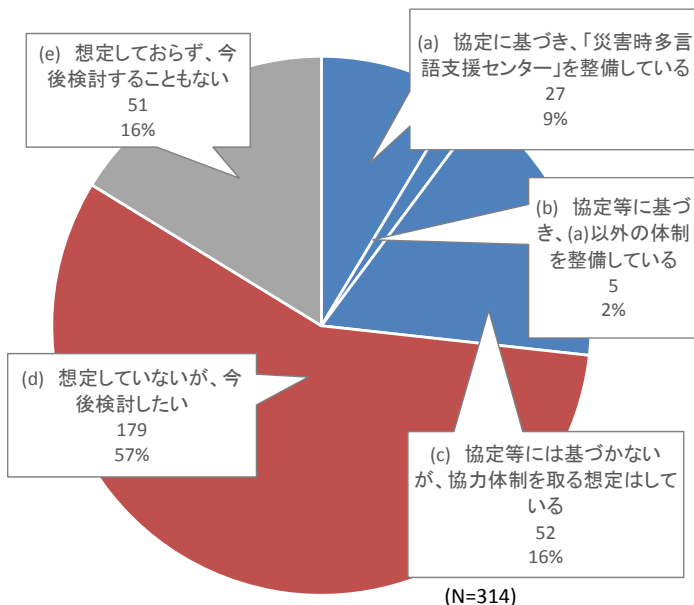


多くの地域国際化協会が、外国人支援について協力を得られる人材とのつながりを持っている。

③災害時の外国人支援体制について

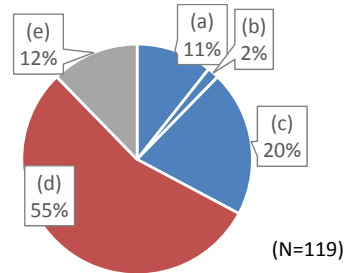
【地方自治体】

「災害時多言語支援センター」のような、災害時に他団体や個人から協力も得て、地域の外国人向けに多言語での情報提供を行う体制を整備しているか

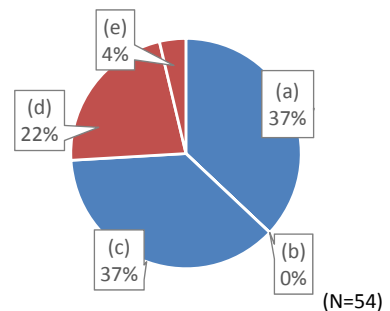


都道府県・政令市においても、約26%の団体が多言語支援センター等の外国人支援体制が未整備である。

(参考) 自らが被災地域として災害対応を行ったことのある自治体の状況



(参考) 都道府県・政令市のみ



災害時の外国人への対応に 関するこれまでの提言

災害時の外国人への対応に関する多文化共生施策のこれまでの動き

平成18年3月 **地域における多文化共生推進プラン** の策定(総務省)

平成18年度 多文化共生マネージャー制度の創設
(自治体国際化協会(クリア)、全国市町村国際文化研修所(JIAM))

平成19年3月 **多文化共生の推進に関する研究会報告書2007** の公表(総務省)

平成23年3月 東日本大震災

平成24年7月 **防災対策推進検討会議報告書** の公表
(中央防災会議防災対策推進検討会議)

平成24年12月 **多文化共生の推進に関する研究会報告書～災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて～**
の公表(総務省)

平成28年12月 **情報難民ゼロプロジェクト報告** の公表(総務省)

平成29年3月 **多文化共生事例集～多文化共生プランから10年 共に拓く地域の未来～** の策定(総務省)

情報コーディネーターの必要性に関する提言①

多文化共生の推進に関する研究会報告書2007（平成19年3月、総務省）（概要）

第1章 防災ネットワークのあり方

2. 外国人住民支援のための防災ネットワークの構築に向けて

(4) 避難所等における支援

○避難所の体制

災害時に最低限必要な外国人住民の支援やニーズ伝達等が迅速にできる体制の整備

【取組】帰国等の支援、国際交流員(CIR)の災害派遣制度、国際交流員の業務に防災相談業務を付与、コーディネータの育成と災害発生時の派遣制度

多文化共生の推進に関する研究会報告書～災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて～

（平成24年12月、総務省）（概要）

2 中核的な人材育成と活用

(1) 専門的な人材育成と活用

○全国的な専門的な人材の更なる拡充と活用(クリア等)

- ・災害時には、災害多言語支援センターの運営を担うことができ、外国人住民に必要な情報・支援を支援主体との間でコーディネートできる専門的な人材が不可欠
- ・多文化共生マネージャー等の専門人材の育成をこれまで以上に充実させるとともに、そうした人材をより一層有効に活用していく仕組みを構築していくことが必要

情報コーディネーターの必要性に関する提言②

情報難民ゼロプロジェクト報告 (平成28年12月、総務省) (抄)

2020年に目指す姿

避難所等に寄せられる情報を整理して的確に伝達するとともに、在住外国人被災者からの各種ニーズを把握して自治体職員等へ伝達する等の役割を担う(ため情報のマッチングを行う)「情報コーディネーター(仮称)」を配置して在住外国人被災者を支援する環境が整う

2020年に向けたアクションプラン

2020年に向けたアクションプラン			
2017	2018	2019	2020
<p>国、地方自治体、関係団体(自治体国際化協会、国際交流協会、NPO等)、有識者等の多様な構成員からなる研究会を設置し、<u>情報コーディネーター(仮称)の仕組みについて検討し、方針を得る</u></p>	<p>研究会報告書の内容を踏まえた<u>情報コーディネーター(仮称)の仕組みについて</u>、地方自治体で実施される災害訓練等の機会を活用して検証し、実装に向けた課題を整理する</p>		
		<p><u>情報コーディネーター(仮称)の認定・育成</u></p>	

多文化共生事例集～多文化共生プランから10年 共に拓く地域の未来～ (平成29年3月、総務省) (抄)

おわりに

3. 今後について

総務省では、災害発生時の避難所等において、日本語の理解が不十分な外国人被災者に対し、災害情報等を整理し多言語への翻訳等を通じて的確に伝達するとともに、被災者としてのニーズを把握して自治体職員等へ伝達する「情報コーディネーター(仮称)」の創設に向け、2017年度に研究会を設置する予定であり、実効的な仕組みづくりが期待される。

災害時の外国人への支援のためのネットワーク形成等に関する提言①

多文化共生の推進に関する研究会報告書～災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて～

(平成24年12月、総務省)(概要)

平常時の実態把握

1 外国人住民の実態把握

- 平常時からの外国人住民の大まかな状況把握
- 外国人コミュニティや関係団体などとの関係構築(顔の見える関係)

外国人とのネットワーク形成

2 中核的な人材育成と活用

(2)ともに活動する外国人住民

- 「支援者」としての外国人住民の活用(市区町村、市区町村国際交流協会等、大学等)
 - ・外国人キーパーソンを通じた外国人コミュニティへの情報提供など
 - ・日頃から地域の自治会活動や実践的な防災訓練などに外国人住民に参加を促すなどの取組が大切
- 活動の中心となり得る外国人住民(市区町村、市区町村国際交流協会等、大学等)
 - ・外国人コミュニティ等のキーパーソンに対して、市区町村や自治会、地域国際化協会等などの各種活動への参加などを通じて、継続的なつながりを確保しておくことが有効
 - ・地域の大学等と連携した外国人留学生を中心とした支援活動にも取り組むことが有効

市区町村内での支援組織とのネットワーク形成

3 関係者間の連携強化

(1)市区町村における外国人住民、関係団体との連携強化

- 中間支援組織をはじめとした地域内の関係団体との連携強化(市区町村)
 - ・中間支援組織(市区町村国際交流協会等、NPO、社会福祉関係機関など)と多角的に連携
 - ・特に災害多言語支援センターの設置・運営主体などの具体的な事務分担の取り決めにあらかじめ明確化

災害時の外国人への支援のためのネットワーク形成等に関する提言②

都道府県内での支援組織等とのネットワーク形成

(2) 都道府県における関係団体との連携強化による市町村支援

- 都道府県内市区町村の取組把握とその支援・促進(県)
- 県レベルの関係団体との連携強化による市区町村支援(県、県地域国際化協会等)
 - ・専門的人材の育成や災害情報等の翻訳・通訳事務、県レベル情報等の多言語化・伝達など
 - 小規模市区町村のみでは対応困難な事項に関して、支援体制を確保する必要
 - ・災害時の人的相互支援など、より広域な連携が必要と思われる事項について協定等による支援体制の確保を検討する必要

都道府県を超える支援組織等とのネットワーク形成

- 外国人住民を想定した都道府県域を超える連携の必要性(県)
- 広域連携の方法(ブロック単位・ブロック間)
 - ・都道府県域を超える連携を円滑に進めていくためには、広域に及ぶ組織ネットワークを有する「中間支援組織」としての地域国際化協会等を活用していくことが有効(県、県地域国際化協会等、NPO等)
 - ・近隣都道府県で構成されるブロック単位で広域連携協定を締結すること等により連携を図る
 - ・さらに広域的なブロック間での連携についても推進していくことが必要(県、県地域国際化協会等)
- クリアによる全国的な規模の支援体制の整備
 - ・災害時における業務としてのスタッフ/専門家/通訳ボランティアの派遣体制整備、多言語化支援のほか、各地域における災害多言語支援センター立ち上げ・運営への後方支援を行うことが重要
 - ・地域国際化協会等のブロック間広域連携協定のテンプレートの作成等を行うことも重要な役割
- 在日大使館等の連携

この提言を踏まえて、
○クリアと全ブロック(平成25年11月)
○ブロック単位、ブロック間の広域支援に関する協定が締結されている

地域防災計画への位置づけ及び他部局との連携に関する提言

地域防災計画への位置づけ

地域における多文化共生推進プラン（平成18年3月、総務省）（抄）

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(2) 生活支援

⑤ 防災

ア. 災害等への対応

これらの外国人住民向け防災対策を各地方公共団体の地域防災計画に明確に位置づけた上で、大規模災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置すること。

多文化共生の推進に関する研究会報告書2007（平成19年3月、総務省）（概要）

第1章 防災ネットワークのあり方

2. 外国人住民支援のための防災ネットワークの構築に向けて

(7) その他

○地域防災計画

外国人住民に関する災害対策について、位置づけが不十分な地方自治体における計画の見直し

他部局との連携

多文化共生の推進に関する研究会報告書～災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて～

（平成24年12月、総務省）（概要）

3 関係者間の連携強化

(1) 市区町村における外国人住民、関係団体との連携強化

○国際担当部局と防災担当部局の密接な連携（県、市区町村）

多文化共生の推進に関する研究会報告書～災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて～

(平成24年12月、総務省)(概要)

通訳ボランティアの育成

2 中核的な人材育成と活用

(1) 専門的な人材育成と活用

○各自治体における人材の確保と相互派遣等(県、市区町村、地域国際化協会等)

- ・外国人対応に関してサポートやボランティアを行う(専門的)人材を確保する仕組みを充実する
- ・他都道府県や他市区町村にまたがって、お互いに派遣・融通し合う手法を検討する必要

(3) 都道府県域を超える連携の取組推進

○クエアによる全国的な規模の支援体制の整備

- ・災害時における通訳ボランティアの派遣体制整備を行うことが重要

多言語による情報提供

4 多言語情報提供の充実とわかりやすい日本語の活用

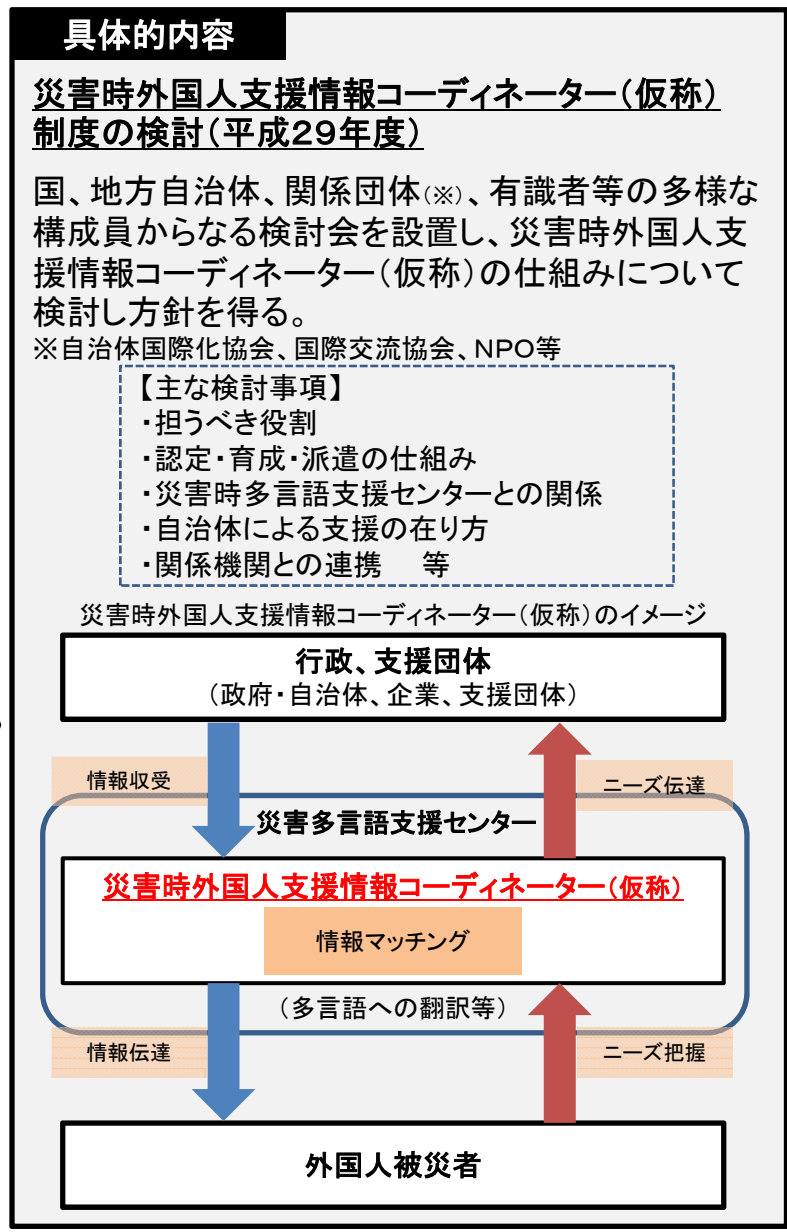
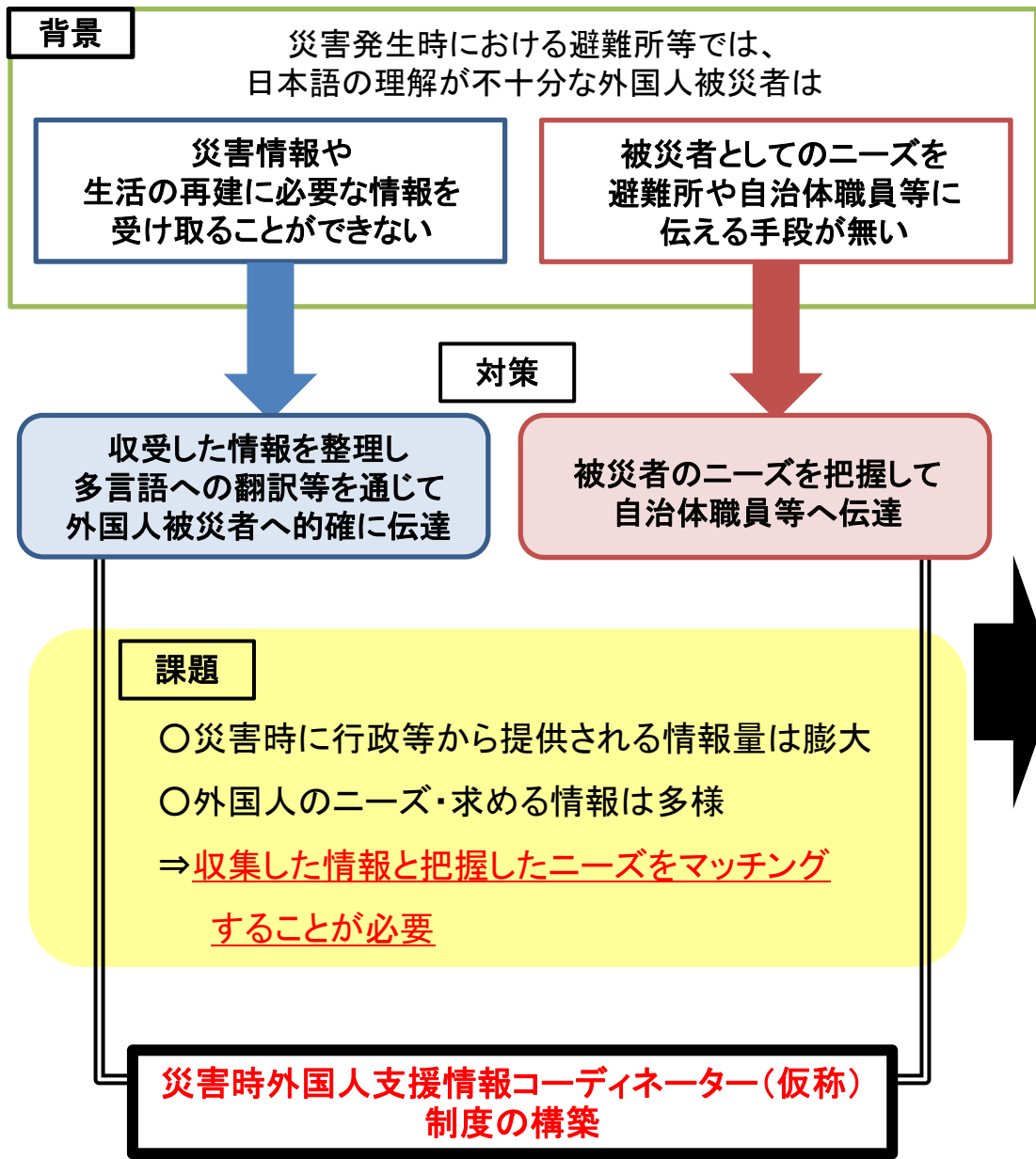
○多言語情報提供の支援ツール等の活用

- ・災害時に各自治体が避難所等で多言語提供する文字情報をあらかじめ多言語配信しておくことが重要
(例:クエア災害多言語情報提供支援ツール、クエア多文化共生部facebookなども有効)【クエア】

5. 日常的な取組の重要性

○実践的な防災訓練の実施と外国人住民の参加促進

- ・外国人住民を想定した避難所運営や災害多言語支援センターの設置を含めた、より実践的な防災訓練を実施することが極めて重要【県、市区町村】



概要

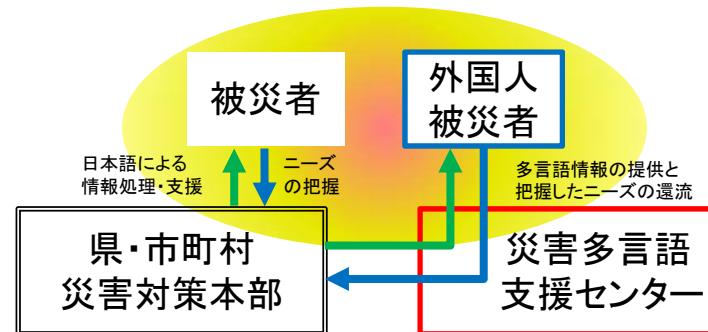
大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために、

- ・行政機関等が発信する情報を享受できない
- ・地震等の災害経験が少ない

ことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために多言語での災害に係る情報を提供

業務内容

- 行政機関等が発信する災害情報を、多言語に翻訳して外国人に届ける
- 外国人のニーズのある情報を多言語化して届ける(避難所を巡回して、外国人の状況を把握し、ニーズを選別)



設置主体

災害対策本部の設置主体となる被災地の市町村及び都道府県が協働で設置することが望ましいが、実際には被災状況に応じて判断